

令和3年1月12日

第566回 海務協議会議題

1. スーパーヨットの資格変更に係る周知

説 明 : 安藤 上席監視官

2. 税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について

説 明 : 安藤 上席監視官

3. 令和2事務年度の関税等脱税事件に係る犯則調査の結果

説 明 : 菅 統括監視官

4. アンケート調査ご協力をお願い (税関制服)

説 明 : 菅 統括監視官

5. その他・質疑応答

<横浜税関 出席者>

- ・ 監視部総括許可部門
- ・ //

菅 統括監視官
安藤 上席監視官

議題 1

令和 3 年 12 月
関税局監視課

スーパーヨットの税関手続について

全長 80 フィート以上 (24m以上) の大型クルーザー、いわゆるスーパーヨットの入出港について、今般、関税法の資格内変 (特殊船舶から沿海通航船への変更) 手続の運用を見直し、令和 3 年 12 月 16 日から、以下の手続にて資格内変を行うこととしますのでお知らせします。

1 資格内変手続について

(1) 資格内変手続

資格内変を行うには、申請書類を税関に提出するとともに、税関の検査と残存船用品の通関手続が必要になります。なお、手続については、現行通り NACCS を利用して行うことができます。

[申請書類 (各 1 通)]

- ・ 船舶・航空機資格変更届 (税関様式 C 第 2240 号)
- ・ 船用品目録 (税関様式 C 第 2040 号)
- ・ 乗組員携帯品申告書 (税関様式 C 第 5370 号)
- ・ 運航計画 (適宜様式)
- ・ 船舶の資格を証する書類

※ 運航計画は、国内航行から外国向けに出港するまでの計画 (寄港予定地、資格外変予定地・日程) を提出してください。

※ 上記申請書類のほか、残存燃料油の通関のために船舶の軸馬力を確認することができる書類等を提示していただくことがあります。

[通関手続]

内国貨物であることが確認できない残存船用品及び乗組員の携帯品は、輸入手続が必要となります。ただし、国内航行の間に使用しない物品は、税関職員による施封を受けて船内において保管することもできます。

(2) 留意事項

- ・ 資格内変の際には、通関手続、税関検査、臨船尋問を行う場合があります。資格内変手続を行う港やスーパーヨットの大きさ等によっては、手続にお時間を頂く場合がありますので、資格内変を行うスーパーヨットの入港地や入港予定日時等が決まりましたら、入港する港を所轄する税関にできるだけ速やかにご連絡ください。
- ・ 資格内変の後、外国向けに出港する際には、「本邦と外国との間を往来する船舶」となることから、関税法の規定により必ず資格外変（沿海通航船から特殊船舶への変更）の手続が必要となります。
 - ※ 資格外変の手続をせずに外国へ向けて出港した場合は、関税法第 115 条により一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金となりますので、ご注意ください。
- ・ 資格内変時に提出した運航計画の資格外変予定地及び予定日に変更が生じた場合、税関（船舶代理店の所在地を所轄する税関、又は当該スーパーヨットが停泊している場所を所轄する税関）へご連絡ください。また、船舶代理店を変更する場合も同様にご連絡をお願いします。その場合、変更前の船舶代理店又は船長がご連絡ください。
- ・ 当該スーパーヨットについて、本邦の国籍を取得する場合は、当該スーパーヨット自体の輸入手続が必要となります。

2 情報提供のお願い

税関では、国民生活の安全・安心を脅かす麻薬・覚醒剤等の不正薬物、銃器、爆発物、化学製剤等のテロ関連物資、また健全な経済の発展を損なう知的財産侵害物品、偽造クレジットカード等の国内への流入を水際で阻止するため、積極的な取締りを実施しています。

麻薬等の国内流入阻止・テロの未然防止のため、身の回りで「何かおかしい光景」を目にした際には、最寄りの税関までご連絡ください。

問い合わせ先
財務省関税局監視課 警務係
代表：03-3581-4111（内線）5569

数次乗員上陸許可（出入国管理及び難民認定法第十六条）

- 2 入国審査官は、次の各号のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、当該各号に規定する乗員に対し、その旨の乗員上陸の許可をすることができる。
- 一 本邦と本邦外の地域との間の航路に定期に就航する船舶その他頻繁に本邦の出入国港に入港する船舶の外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、休養、買物その他これらに類似する目的をもって当該船舶が本邦にある間上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶の長又はその船舶を運航する運送業者から申請があつたとき。
 - 二 (略)

数次乗員上陸許可の要件等

- 【上陸許可期間】 当該船舶が本邦にある間
- 【出入国港】 本邦の出入国港であれば特に制限はなし
- 【対象となる乗員と船舶の関係】 当該船舶の乗員でそれと行動を共にする場合に限る
- 【乗員の管理】 船舶の長又は運送業者による乗員の管理が適正であること



運送業者の報告義務（出入国管理及び難民認定法第五十七条）

- 5 本邦に入る船舶等の長は、当該船舶等に第十六条第二項の許可を受けている乗員が乗り組んでいるときは、当該船舶等が出入国港に到着する都度、直ちに、当該乗員の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。



船舶の長又は運送業者から数次乗員上陸許可の申請があつた場合において、船員の管理が適正に行われることが見込まれるなど、同許可を付与することが相当と認められるときは数次乗員上陸を許可することとなります。
例えば定期就航する船舶や複数回本邦に入港する予定のスーパーヨットの船員等が対象となります。

税関庁舎停電に伴う NACCS 利用不可について

令和 4 年 2 月 5 日（土）、監視部分庁舎において停電を伴う電気設備点検を行う予定であり、これにより

2 月 5 日（土） 13 : 30 ~ 15 : 00 の間

横浜税関監視部取締部門（官署コード：2A）に対する NACCS 業務ができません。

※横浜税関本関監視部で対応する川崎税関支署の監視業務を含む
また、当該時間帯は電話も不通となりますのでご承知おき下さい

大変ご迷惑をお掛けしますが、上記時間帯においては、マニュアル（窓口）での手続きをお願いいたします。

NACCS 掲示板においても下記のとおり掲載しております。

【2A】 【2M】 税関官署のシステム利用停止について

公開日 2022年01月05日

下記税関官署では設備点検等による回線不通のため、停止期間中はNACCS業務の処理ができません。
停止期間中に下記官署に向けて業務を行う場合は、あらかじめ税関にお問い合わせください。

税関	官署	停止期間
横浜税関	監視分庁舎	令和 4 年 2 月 5 日（土） 13 : 30 ~ 15 : 00
横浜税関	川崎税関支署 （横浜税関本関監視部で対応する監視業務のみ）	令和 4 年 2 月 5 日（土） 13 : 30 ~ 15 : 00

報 道 発 表

令和 3 年 11 月 10 日
財 務 省

令和 2 事務年度の関税等脱税事件に係る犯則調査の結果

財務省は、令和 2 事務年度(令和 2 年 7 月から令和 3 年 6 月までの 1 年間)に、全国の税関が行った輸入品に対する関税及び内国消費税^(注1)(以下「関税等」という。)に係る犯則事件の調査(犯則調査)^(注2)の結果をまとめましたのでお知らせします。

1. 関税等の脱税事件に対して全国の税関が行った犯則調査の結果、令和 2 事務年度に処分(検察官への告発^(注3)又は税関長による通告処分^(注4))した件数は 36 件(前事務年度比 13%)、脱税額は、総額で約 4 億 5 千万円(前事務年度比 99%)となりました。
2. 主な処分事例としては、眼鏡、日用雑貨等の低価申告による関税等脱税事件がありました。(脱税額約 3 億 2,647 万円)
3. 処分した事件のうち、金地金^(注5)の密輸事件が 20 件(前事務年度比 10%)、その脱税額は総額で約 9 千万円(前事務年度比 25%)となりました。
4. 金地金の主な処分事例としては、航空貨物により金地金約 120kg の消費税等脱税事件がありました。(脱税額約 4,386 万円)

(注 1)内国消費税:輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。

(注 2)犯 則 調 査:犯則事件について、証拠を発見・収集し、犯則事実の有無及び犯則者を確定させるための手続きであり、告発又は通告処分を終局の目標として行う調査です。

(注 3)告 発:犯則調査の結果、その情状が懲役刑に相当するとき、又は以下に示す通告処分を履行する資力が
ないとき等に、検察官に告発し、刑事手続に移行するものです。

(注 4)通 告 処 分:犯則調査の結果、その情状が罰金刑に相当するときに、税関長がその罰金に相当する金額の納付
を求める行政処分です。なお、犯則者がこれに応じないときは検察官に告発することになります。

(注 5)金 地 金:金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含まれます。

【別添 1】関税等脱税事件に係る犯則調査の状況

【別添 2】令和 2 事務年度における告発事例

【連絡・問合せ先】

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111
(内線) 5389

関税等脱税事件に係る犯則調査の状況

	平成 28 事務年度	平成 29 事務年度	平成 30 事務年度	令和元 事務年度	令和 2 事務年度	前事務 年度比
	処分件数	561 (467)	841 (720)	536 (404)	271 (199)	36 (20)
告発件数	12 (10)	33 (28)	12 (10)	9 (7)	4 (2)	44% (29%)
通告件数	549 (457)	808 (692)	524 (394)	262 (192)	32 (18)	12% (9%)

(注) 処分件数は事件単位の件数（括弧内の数値は金地金の件数を示す。）となります。

(万円)

		平成 28 事務年度	平成 29 事務年度	平成 30 事務年度	令和元 事務年度	令和 2 事務年度	前事務 年度比	
		脱 税 額	告発分	関 税	4,388	10,309	—	2,580
内国消費税	14,813			36,250	40,147	7,870	25,980	330%
合 計	19,201			46,560	40,147	10,450	40,777	390%
通告分	関 税		1,531	870	984	955	351	37%
	内国消費税		76,005	125,019	64,692	33,774	3,705	11%
	合 計		77,536	125,890	65,676	34,730	4,056	12%
総額	関 税	5,920	11,180	984	3,536	15,149	428%	
	内国消費税	90,818	161,270	104,840	41,644	29,685	71%	
	合 計	96,738	172,450	105,823	45,180	44,833	99%	

(注) 各税目の 1 万円未満は四捨五入していることから、各税目を合算しても、合計の数値と一致しない場合があります。

品目別処分実績

(万円)

品目	平成 28 事務年度		平成 29 事務年度		平成 30 事務年度		令和元 事務年度		令和 2 事務年度	
	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額
金地金	467	87,361	720	150,389	404	96,004	199	36,071	20	8,913
たばこ	54	603	82	779	89	949	33	344	5	418
腕時計	10	648	14	1,341	19	1,547	24	1,996	4	294
バッグ類	23	959	7	280	11	671	8	150	7	2,499
アクセサリー類	3	44	9	312	4	97	8	316	3	14
衣類	4	6,987	1	1,701	2	17	4	4,780	3	40
化粧品	4	16	3	28	1	1	—	—	2	0
食品・酒	—	—	7	7,449	2	0	1	0	—	—
その他	5	120	10	10,172	13	6,537	11	1,522	5	32,653
合計	570	96,738	853	172,451	545	105,823	288	45,179	49	44,831

(注 1) 本表は品目ごとに集計し直したものであり、一事件で複数の品目にわたる場合もあることから、各事務年度の処分件数及び脱税額とは一致しない場合があります。

(注 2) 脱税額の表記について、「0」とは 5,000 円未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示します。

令和2事務年度における告発事例

輸入事後調査を端緒とした脱税事件の告発事例

事例1.

眼鏡や日用雑貨等を輸入する際に、本来申告すべき価格よりも低い価格で輸入申告を行い、関税等約3億2,647万円を不正に免れていた事案について、犯則者A及び犯則会社Bを告発しました。

事例2.

合成皮革製靴を輸入する際に、本来申告すべき価格よりも低い価格で輸入申告を行い、関税等約1,937万円を不正に免れていた事案について、犯則者C及び犯則会社Dを告発しました。

金地金脱税事件の告発事例

事例3.

犯則者Eらが、中国から航空貨物により、金地金約120kgを税関長の許可を受けことなく輸入しようとし、消費税等約4,386万円を不正に免れようとした事案を告発しました。



事例4.

犯則者Fらが、香港から航空貨物により、金地金約30kgを税関長の許可を受けことなく輸入しようとし、消費税等約1,806万円を不正に免れようとした事案を告発しました。



議題4



アンケート調査ご協力をお願い (税関職員の制服に関するアンケート)



財務省 税関

税関は、我が国の主要な水際取締り官庁として、銃器・不正薬物・知的財産侵害物品等の密輸阻止や我が国におけるテロ行為の未然防止、適正かつ公平な関税等の賦課徴収、更には国際物流における通関手続きの適正・迅速化を通じ、公に対し貢献すべく、日夜、業務に取り組んでおります。

現在の税関職員の制服は、平成22年に改定され、11年が経過しており、今後、税関の制服を改定する場合の参考に供するため、「税関らしい制服」についての皆様のご意見をお伺いすることとしました。

是非アンケート調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。
(回答に要する時間は約5分です。)

1. 調査期間

令和4年1月11日(火)から令和4年1月24日(月)

2. アンケート回答・提出方法

税関 HP 上でアンケートにお答え下さい。

3. アンケートのご案内

・スマートフォンの方(QR コード)



・パソコンの方(URL)

http://www.customs.go.jp/form/seihuku/seihuku_2022.html

4. 今後の予定

調査終了後、税関 HP 上にて集計結果を公表いたします。

